

# 炉等の設置届出書

## 1 内 容

炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備  
ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機を設置しようとするとき  
に使用します。 【根拠条文 条例第44条、施行規則第7条第1号】

### 届出が必要な火気使用設備等

- ◎炉 → 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉のほか、  
据付面積2平方メートル以上のもの（個人の住居  
に設けるものを除く）
- ◎厨房設備 → 厨房室内の厨房設備の入力の合計が、350キロ  
ワット以上のもの
- ◎温風暖房機 → 風道を使用する入力70キロワット以上のもの  
※劇場、集会所、キャバレー又はカフェ等は、  
風道を使用しない場合も届出が必要です。
- ◎ボイラー → すべて（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛  
生法施行令第1号第3号に定めるものを除く）
- ◎給油湯沸設備 → 入力70キロワット以上のもの（個人の住居に設  
けるもの又は労働安全衛生法施行令第1号第3号  
に定めるものを除く）
- ◎乾燥設備 → 個人の住居に設けるものを除く
- ◎サウナ設備 → 個人の住居に設けるものを除く
- ◎ヒートポンプ冷暖房機 → 入力70キロワット以上の内燃機関によるもの
- ◎火花を生ずる設備 → グラビア印刷機等で操作に際し、火花を生じ、かつ、  
可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備
- ◎放電加工機 → 加工液として危険物を使用するもの

## 2 手続き

- (1) 予防課予防係(新城市消防防災センター2階)に、着工の30日前を目安に、  
2部提出します。  
審査後1部は返却されます。
- (2) 必要に応じ実地調査が行われ、関係法令等に適合し、火災予防上支障ない  
か確認します。

## 3 添付資料等

- (1) 設置場所付近図
- (2) 平面図（設備の位置、消火設備、その他必要事項を朱記する）
- (3) 建物構造図及び設備の構造図等

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）